

令和 7 年度（2025 年度）公共用水域及び地下水の水質測定計画について

1 熊本県環境審議会における審議について

水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき、知事は河川、湖沼、海域等の公共用水域及び地下水の水質測定を行っているが、その実施に際して、水質汚濁防止法第16条第1項の規定では、毎年、測定計画を作成することとされている。

測定計画の作成に当たっては、水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、水質汚濁防止に関する重要事項として、執行機関の附属機関である環境審議会が知事の諮問に応じ調査審議し、知事に意見を述べることができるとされている。

なお、測定計画及び類型指定の調査審議については、熊本県環境審議会（以下「審議会」という。）要項により、水保全部会の所管事務と定められている。

（審議の経緯）

- ・ 令和6年（2024年）12月23日
熊本県知事から審議会会長へ諮問
- ・ 同 12月24日
審議会会長から審議会水保全部会部会長へ付議
- ・ 令和7年（2025年）1月29日
審議会水保全部会において審議、原案どおり了承
- ・ 同 2月21日
審議会水保全部会会長から審議会会長に対し、審議結果の報告
- ・ 同 2月21日
審議会会長から知事に対し、諮問のあったことについて「原案どおり了承する」との答申

2 令和7年度（2025年度）計画の内容

（1）公共用水域

①測定機関

熊本県、熊本市、国土交通省九州地方整備局、人吉市、荒尾市
電源開発株式会社

②測定地点数

区分	類型（BOD、COD）※ ¹		類型（全窒素、全磷）※ ²	類型（水生生物）※ ³	
	環境基準点	補助点	環境基準点	環境基準点	補助点
河川	54	72	—	28	—
湖沼	3	—	3	2	—
海域	36	7	22	10	6
計	93	79	25	40	6

※¹ BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）

水の中の有機物を生物化学的又は化学的に分解するとき消費される酸素量。値が大きいほど水質が汚濁していることを示す。

※² 全窒素、全燐に係る調査地点は、一部、CODの調査地点と重複。

※³ 水生生物の保全に係る生活環境項目の調査地点は、一部、COD または全窒素、全燐の調査地点と重複。

河川、湖沼の一部及び有明海を除く海域については、類型指定がなされていないため環境基準点等はない。

③測定項目

- ・健康項目：カドミウム、全シアン、砒素、テトラクロロエチレン、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など 26項目
- ・生活環境項目：pH、COD、BOD、SS※、全窒素、全燐など 12項目
- ・特殊項目：フェノール類、銅、全クロム 3項目
- ・要監視項目：PFOS及びPFOA、クロロホルム、ホルムアルデヒドなど 32項目
- ・その他の項目：アンモニア態窒素、溶解性オルト燐酸態燐など 23項目

※SS：水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値（mg/ℓ）が大きい程水質汚濁が著しいことを指す。

④令和6年度（2024年度）調査との主な変更点

- ・PFOS及びPFOAの調査の実施

熊本県、熊本市及び国土交通省が計52地点で調査を実施する。（令和7年度までに県の全ての定点を調査）

（2）地下水

①調査機関

熊本県、熊本市、国土交通省九州地方整備局及び錦町

②調査井戸数

調 査 名		熊本県	熊本市	国土交通省	錦町	計
(1)概況調査	①新規概況調査 (G点)	30 (30)	0 (0)	—	—	30 (30)
	②定点継続調査 (T点)	65 (72)	39 (39)	12 (12)	—	116 (123)
(2)継続監視調査	①基準超過地区 継続調査(M点)	143 (144)	117 (133)	—	—	260 (277)
	②VOC 検出地区 継続調査(K点)	9 (26)	10 (12)	—	4 (4)	23 (42)
	③硝酸性窒素 継続調査(N点)	11 (0)	21 (21)	—	—	32 (21)
	③特定地点調査 (A点)	18 (18)	—	—	—	18 (18)
(3)基準超過井戸周辺地区調査(S点)*				—	—	
計		276 (290)	187 (205)	12 (12)	4 (4)	479 (511)

※ () 内は令和6年度(2024年度)計画の調査井戸数。

* 基準超過井戸周辺地区調査(S点)は、当該年度の調査で新たに超過が発見された場合に超過範囲確認のため適宜実施する。

③調査項目

- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準項目
カドミウム、全シアン、砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など 28 項目
- ・要監視項目
PFOS 及び PF0A、クロロホルム、トルエン、全マンガンなど 25 項目

④令和6年度(2024年度)調査との主な変更点

- ・調査の種類の変更
 - i. 名称の変更
調査内容がわかりやすいよう名称を変更する。

定点監視調査(T点)	→	定点継続調査(T点)
汚染地区調査(M点)	→	基準超過地区継続調査(M点)
検出井戸周辺地区調査(K点)	→	VOC 検出地区継続調査(K点)
定点監視調査補助点調査(N点)	→	硝酸性窒素継続調査(N点)
特定地点調査(A点)	→	荒尾地域硝酸性窒素継続調査(A点)
汚染井戸周辺地区調査(S点)	→	基準超過井戸周辺地区調査(S点)
 - ii. 区分の変更
検出井戸周辺地区調査(K点)のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目を調査するものを硝酸性窒素継続調査(N点)に変更する。(11 地点)

- ・ 定点継続調査（Ｔ点）：
 - i. PFOS 及び PFOA の調査の実施
熊本県及び熊本市が 77 地点で調査を実施する。
（令和 7 年度までに県の全ての定点を調査）
 - ii. 菊池地域の監視強化
菊池地域において、現在、複数の工場や事業場が立地し、今後も増加する見込みであることから、地下水質に影響が生じないか確認するため、5 地点において調査頻度を 3 年に 1 回から 1 年に 1 回に増加する。
- ・ 基準超過地区継続調査（Ｍ点）、VOC 検出地区継続調査（Ｋ点）：
地下水モニタリングの手引き（環境省, H20）に基づき、熊本市で一定期間連続して環境基準を満たす等の理由から、テトラクロロエチレン等の調査を実施していた 18 地点（Ｍ点：16、Ｋ点：2）の調査を終了する。
- ・ VOC 検出地区継続調査（Ｋ点）、基準超過地区継続調査（Ｍ点）：
Ｋ点のうち、過去の調査結果で環境基準を超過している 3 地点をＭ点に移行し、継続監視する。